

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

大和郡山市議会議長 東川 勇夫 様

提出者 議会改革特別委員会委員長 吉 川 幸 喜

大和郡山市議会議員定数条例の一部改正について

このことについて、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

(提案理由)

市民をはじめ、さまざまな分野の方々から、議員定数削減をはじめとする議会改革を求める要望が寄せられ、その要望等に応えるべく、議会改革特別委員会を設置し、われわれ 1 1 名が本会議において選任され、議員定数を始めとする、各改革項目について、議論をしてきた。

定数削減については過去に何度か提案され、過半数の賛成とならず、いずれも否決された経緯がある。議員として、市民の希望に応えなければならないという思いは、みな同じであったが、この数年間、議会運営が混乱し、定数削減の議論を進めることができず、忸怩たる思いであった。

われわれは、一議員の議員辞職によって実施される、市議会議員補欠選挙への立候補を予定している方に少しでも早く知らせるべきであるとの考えから、市民が望む定数削減という大目標のため、一人一人の主張は棚に上げ、大同団結して、可決されることを目指し、より現実的な案を委員会提出議案にまとめたものである。よって、臨時会が招集され、われわれの提案が可決されることを心から望むものである。

大和郡山市議会議員定数条例の一部を改正する条例

大和郡山市議会議員定数条例（昭和３４年３月大和郡山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

本則中「２４人」を「２２人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。